

郡山市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業実施要綱

令和5年3月17日制定

令和6年3月22日一部改正

令和7年4月1日一部改正

[子ども部子ども家庭課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭及び父母に代わって児童を養育する養育者家庭（以下「ひとり親家庭等」という。）の子どもに対して、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着等の支援を目的とする郡山市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 市長は、事業の趣旨を十分に理解し、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、母子父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体、特定非営利活動法人その他市長が適当と認められる団体（以下「事業者」という。）に、事業の一部又は全部を委託して実施するものとする。

(事業内容)

第3条 事業者は、学習支援を行う者（以下「学習支援員」という。）をひとり親家庭等に派遣し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 支援対象となる者（以下「支援対象者」という。）の学習習慣を定着させ、基礎的な学力の向上を図るための学習指導
- (2) 高校進学等を目的とした支援対象者への進路相談
- (3) 支援対象者への基本的な生活習慣の習得指導
- (4) 保護者に対する養育支援、相談支援
- (5) その他事業の目的達成に資する事項

(対象者)

第4条 事業の対象となる者は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記載されている者で、児童扶養手当受給者世帯のひとり親家庭等の子どもであって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校及び義務教育学校後期課程の生徒
- (2) 高等学校に入学することのできる者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 申込み時に児童扶養手当受給世帯であったが、事業利用中に児童扶養手当が支給停止となつたひとり親家庭等の子どもは、前項に規定する子どもとみなすものとする。

(利用の申込み)

第5条 事業の利用を希望する保護者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる事項を明記した申込書を市長へ提出しなければならない。

- (1) 申込者の氏名及び住所
- (2) 事業の利用を希望する子どもの氏名、学校名及び学年
- (3) 緊急時連絡先

- (4) 個人情報の取扱いに関する同意
- (5) その他市長が必要と認める事項
(利用者の決定)

第6条 市長は、前条の申込みを受理したときは、速やかに審査を行い、利用の可否を決定し、申込者に通知する。

(利用料等)

第7条 事業者は、利用料又はその他の事業の実施に要する費用を利用者から徴収しない。
(コーディネーターの配置)

第8条 事業者は、事業の実施に当たり、学習支援員の募集、選考、派遣調整、教材の作成等を行うコーディネーターを配置しなければならない。

(学習支援員の選考等)

第9条 学習支援員は、次に掲げる要件を満たした者から選考しなければならない。

- (1) ひとり親家庭等の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有すること。
- (2) こどもに対して適切な生活支援や学習支援ができること。

2 学習支援員を募集する際は、必要に応じて近隣の大学等の協力を得るものとする。

3 学習支援員の選考に当たっては、ひとり親家庭等の子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮できる者（ひとり親家庭等の支援に携わり支援の経験や知識を有する者等）を優先するよう努めなければならない。

4 事業者は、学習支援員に対し、より効果的な個別学習支援を行うため、次に掲げる内容の研修を実施しなければならない。

- (1) ひとり親家庭等の特性に関する研修
- (2) 学習指導に関する研修
- (3) 基本的な生活習慣に関する研修

(学習支援の中止)

第10条 市長は、次に掲げる場合は、事業者と協議の上、支援の中止を決定することができる。なお、支援の中止を決定した場合、その理由を付して利用者及び事業者へ通知するものとする。

- (1) 利用者が支援中止を申し出た場合
- (2) その他支援の継続が困難と判断した場合

(実績報告)

第11条 事業者は、月ごとの事業の実施状況等を郡山市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業実施報告書（別記様式）により、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。
(報告又は調査)

第12条 市長は、必要に応じて、事業の遂行について、事業者から報告を求め、又は調査をすることができる。

(安全管理)

第13条 事業者は、日常、危険を防止する措置を講ずるとともに、事故、災害等の発生時に迅速かつ的確に対応できるよう安全管理に努めなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第11条関係）

郡山市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業実施報告書（ 年 月分）

年 月 日

郡山市長

主たる事務所の
所 在 地
名 称
代表者の職・氏名
電 話 番 号

	支援対象者 氏名	実 施 日						実施回数 計
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
合 計 (回)								

※ 支援対象者の人数に応じて行を追加すること。